

関係機関の皆様

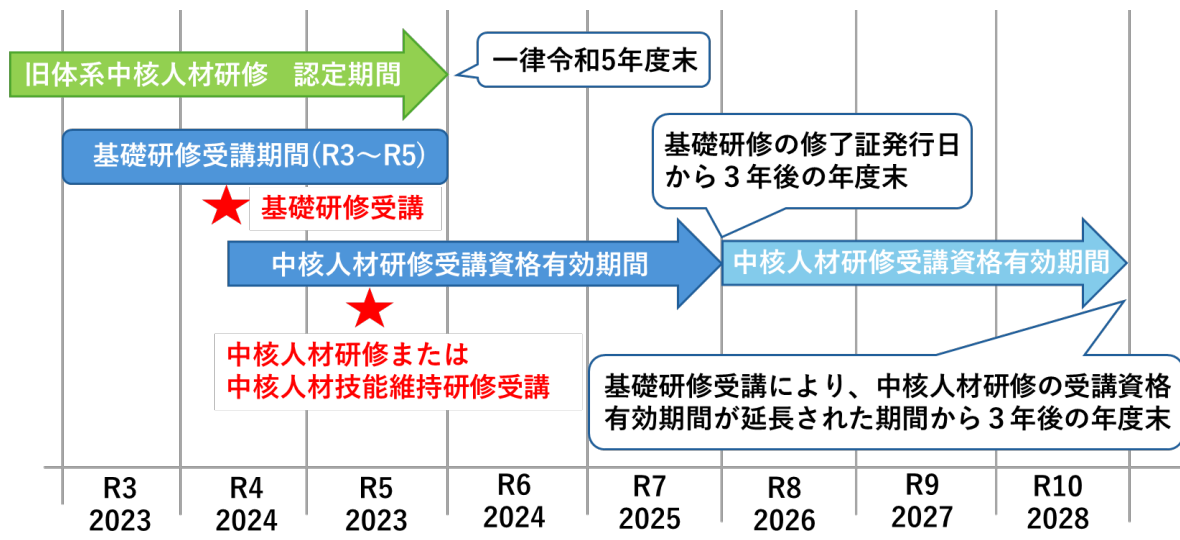
高度被ばく医療支援センター連携会議
事務局

旧体系中核人材研修修了者の受講資格有効期間について

旧体系中核人材研修を修了された方が中核人材研修の受講資格有効期間を維持する方法について、改めてご案内いたします。

旧体系中核人材研修を修了された方は、一律受講資格有効期間が令和5年度末となっており、令和3～5年度までの基礎研修受講により、受講資格有効期間は基礎研修の修了証発行日から3年後の年度末まで延長となります。

その後、中核人材研修の受講資格有効期間を維持するためには、基礎研修の修了証発行日の3年後の年度末までに新体系中核人材研修または中核人材技能維持研修の受講を行うこととなります。その際の受講資格有効期間の考え方については、「旧体系中核人材研修の認定期間が延長された期間から3年後の年度末」となります。



より詳しい内容につきましては、別添資料をご参照ください。

引き続き、原子力災害医療研修への一層の充実を図って参りますので、ご支援・ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上

<本件問合せ先>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

基幹高度被ばく医療支援センター事務局

e-mail : koudo_kikaku@qst.go.jp

旧体系中核人材研修を修了された方が中核人材研修の受講資格有効期間を維持する方法

旧体系中核人材研修修了者

旧体系中核人材研修の受講資格：令和5年度末まで

令和3～5年度に新体系基礎研修 受講

基礎研修の修了証の有効期限：修了証の発行日の3年後の年度末
旧体系中核人材研修の認定期間：最長令和8年度末まで

令和3～5年度に新体系基礎研修 未受講

旧体系中核人材研修の受講資格：令和5年度末で失効

令和3年度基礎研修受講者：中核人材研修の受講資格有効期間は令和6年度末
令和4年度基礎研修受講者：中核人材研修の受講資格有効期間は令和7年度末
令和5年度基礎研修受講者：中核人材研修の受講資格有効期間は令和8年度末

新体系基礎研修の修了証の有効期限内に
新体系中核人材研修または中核人材技能維持研修 受講

令和3年度基礎研修受講者：中核人材研修の受講資格有効期間は令和9年度末
令和4年度基礎研修受講者：中核人材研修の受講資格有効期間は令和10年度末
令和5年度基礎研修受講者：中核人材研修の受講資格有効期間は令和11年度末

繰り返し

中核人材研修または中核人材技能維持研修の修了証の有効期限内に
中核人材研修または中核人材技能維持研修 受講

中核人材研修の受講資格有効期間：
前回受講した中核人材研修または中核人材技能維持研修の修了証の有効期限が満了する翌年度から3年後の年度末まで

関係機関の皆様

高度被ばく医療支援センター連携会議

研修部会 事務局

新体系における中核人材研修修了者の技能維持の方法について

【連携会議 決定内容】

令和3年4月以降の研修体系（以下、「新体系」）における中核人材研修修了者の技能維持の方法について、以下のように決定しましたので、お知らせいたします。

1) 資格有効期間：3年

2) 資格有効期間の考え方：資格有効期限が終了した時点の年度末から期間更新

3) 資格有効期間更新のための要件：中核人材研修の再受講または中核人材研修技能維持研修（新コース）の受講

【背景】

「中核人材研修の修了」は原子力災害拠点病院や協力機関の施設要件に含まれており、上記機関の医療従事者を中心に一定数の研修修了者を維持・確保する必要があります。修了者増員のための新規受講の枠を設けながら、修了者に対し技能維持及び資格更新の機会を提供することが求められますが、具体的方法が定められていないため、研修部会にて技能維持・資格更新の方法について検討をおこない、方針をとりまとめました。本方針については、令和4年12月23日に開催された高度被ばく医療支援センター連携会議にて承認されました。

【今後の予定(目標)】

令和5年1月以降 技能維持研修（新コース）の内容について検討

令和6年4月～ 運用開始

今後技能維持研修（新コース）の内容について検討後、パイロット研修等を実施し、本方針で本格運用が可能であるか検討を行います。本格運用が決定した際には改めてお知らせいたします。

旧研修体系修了者の技能維持・資格更新の検討については、本方針をふまえて今後検討いたします。

【研修部会にて議論に用いた資料】

背景

「中核人材研修の修了」は原子力災害拠点病院や協力機関の施設要件に含まれており、上記機関の医療者を中心に一定数の研修修了者を維持・確保する必要がある。修了者増員のための新規受講の枠を設けながら、修了者に対し技能維持及び資格更新の機会を提供することが求められるが、具体的方法が定められていないため、技能維持・資格更新の方法を検討する必要がある。

研修部会での検討内容

以下の観点から、研修部会にて検討を行った。

《検討にあたり留意すべき事項及び技能維持・資格更新の方法の選択肢》

受講生の立場から	研修開催・企画・運営・管理の立場から
・技能維持の実効性が担保される ・受講の負担が大きくない(低減)	・実現可能であること (マンパワー・人的資源、財源、施設のキャパシティー、など) ・情報管理の負担が大きくない 現在のシステムで対応可能
《1》 新体系修了者の資格有効期間について a) 3年 b) 5年 c) その他 《2》 資格有効期間の考え方について a) 資格有効期限が終了した時点からさらに期間延長 b) 更新のためのコース修了時点から期間延長 《3》 資格有効期間更新のための要件について a) 中核人材研修 再受講 b) 中核人材研修 部分受講 c) 中核人材研修 技能維持研修（新コース） d) その他	

研修部会における審議結果

中核人材研修新体系修了者の技能維持・資格更新の方法について研修部会で取り纏めた内容は以下の通り。

1) 資格有効期間：3年

2) 資格有効期間の考え方：資格有効期限が終了した時点の年度末から期間更新

3) 資格有効期間更新のための要件：中核人材研修の再受講または中核人材研修
技能維持研修（新コース）*の受講

*技能維持研修（新コース）の在り方について

- 講義・机上演習・実習がバランス良く配分されていること
- 各々の内容には、反復学習すべき基礎的内容と最新知見のアップデートがバランス良く配分されていること

《上記結果となった理由》

技能維持研修（新コース）を行うことで、受講生・研修開催者の負担を軽減し、研修の時間を短縮しつつも重要な要素をサマライズした研修の実施が可能となるため。

技能維持研修を実施することから資格有効期間は3年とするが、資格有効期限が終了した時点の年度末から期間更新とすることで、資格有効期間を最大限延長することを考慮した。

旧研修体系修了者の技能維持・資格更新の検討については、本結果をふまえて今後検討する。

以上

＜本件問合せ先＞

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

量子生命・医学部門 放射線医学研究所 運営企画室

高度被ばく医療支援センター連携会議 研修部会 事務局

e-mail : koudo_kikaku@gst.go.jp